

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和 6 年 1 1 月 1 3 日に開催した「あきる野市地域公共交通協議会
令和 6 年度第 1 回運賃協議分科会」において、下記事項に関し、協議が調
ったことを証明する。

記

- ・ 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
運賃 1 人 1 乗車当たり：300 円（未就学児無料）
障がい者割引 障がい者及びその介助者（1 人まで）：半額
※ 障がい者：「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉
手帳」のいずれかをお持ちの方
運賃支払い方法：現金のみ
- ・ 運賃を適用する路線又は営業区域
デマンド型交通「チョイソコあきる野」
 - ① 網代地域（あきる野市網代）
 - ② 引田・湊上・代継地域（あきる野市引田、湊上、上代継及び下代継）
 - ③ 野辺・小川地域（あきる野市野辺及び小川）
 - ④ 草花地域（あきる野市草花）※ 別紙、営業区域図のとおり
- ・ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
令和 7 年 4 月 1 日から適用開始
- ・ 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
横川観光株式会社

令和 6 年 1 1 月 1 3 日

あきる野市地域公共交通協議会
運賃協議分科会 会長

(別紙)

デマンド型交通「チョイソコあきる野」営業区域図

